

リフォーム補助金と併用OK! 北秋田市木造住宅耐震改修等補助事業

地震による木造住宅の倒壊等による災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため木造住宅の耐震改修計画及び耐震改修工事又は解体工事に係る費用の一部を補助します。

1. 事業の概要

(1) 対象住宅

- ・北秋田市内に存すること。
- ・**昭和56年5月31日以前**に建築され、居住の用に供している木造戸建住宅であること。
(併用住宅の場合は、**住宅部分の面積が1/2以上**であること。)
- ・耐震改修計画及び耐震改修工事を過去に実施していないこと。

(2) 補助対象者

- ・耐震診断士の所属する建築士事務所と耐震改修計画に係る契約を締結する者。
- ・耐震診断の結果、**上部構造評点が1.0未満(倒壊する可能性がある・高い)※1**と評価された対象住宅を所有(共有)している個人。
- ・この事業による補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- ・本市の市税を滞納していないこと。



※1 解体の場合：簡易耐震診断により倒壊の危険性があると判断されたものも含む。

(3) 補助金の額

「耐震改修計画」に要する費用の…**10分の9以内の額 上限20万円**

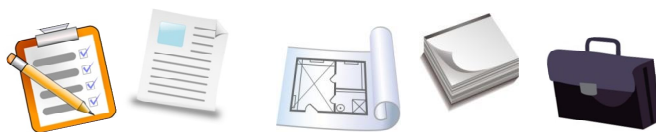
「耐震改修」「解体」に要する費用の……**2分の1以内の額 上限30万円**

※千円未満切り捨て

(4) 耐震改修計画について

耐震診断の結果に基づき、耐震改修工事を行うため次の改修計画を作成する。

- ・耐震改修計画書(改修前および改修後の計画を一般診断法で評価したもの)
- ・耐震改修工事を行うために必要な図面(改修工事概要、配置図、改修前・改修後の平面図、補強詳細図等)
- ・耐震改修に係る概算設計書(見積書)
- ・耐震改修計画概要書 など



(5) 耐震改修工事又は解体工事について

耐震改修工事…耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造住宅を1.0以上になるように補強・改修する工事。

解体工事……耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造住宅の全部を解体する工事。

2. 申込期間(令和8年度)

令和8年4月1日(水)～令和8年12月18日(金)

※申請が多数の場合は、募集期間内でも募集を打ち切らせていただくことがあります。

3. 事前相談

申込前に、本事業の対象になるかどうかの相談をして下さい。

相談先：北秋田市 建設部 建設課 都市計画住宅係 ☎0186-72-5246

4. 申込先

(1) 申込書の入手方法

申込書は、建設課 都市計画住宅係 窓口でお渡しします。

また、北秋田市の[ホームページからダウンロード](#)することが可能です。



(2) 申込みに必要な書類

①改修計画

- ・耐震改修計画補助金交付申請書
- ・対象住宅の付近見取図
- ・固定資産課税台帳兼名寄帳の写し（対象住宅の建築時期および所有者が確認できるもの）
- ・耐震診断結果報告書の写し
- ・耐震改修計画に要する費用の見積書の写し
- ・市税滞納に関する調査同意書
- ・その他市長が必要と認める書類



②耐震改修・解体

- ・耐震改修補助金交付申請書
- ・対象住宅の付近見取図
- ・固定資産課税台帳兼名寄帳の写し（対象住宅の建築時期および所有者が確認できるもの）
- ・耐震改修計画書の写し（改修前および改修後の計画を一般診断法で評価したもの）※2
- ・耐震改修工事を行うために必要な図面（改修工事概要、配置図、改修前・改修後の平面図、補強詳細図（壁仕様、金物、雑詳細図）等）
- ・耐震改修工事に要する費用の見積書の写し
- ・簡易耐震診断の結果がわかるもの※3
- ・市税滞納に関する調査同意書
- ・その他市長が必要と認める書類



※2 耐震改修工事を行う場合

※3 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票（令和6年1月30日付け国住市第40号国土交通省住宅局市街地建築課長通知別添）のⅢ）又はⅣ）により倒壊の危険性があると判断されたもの

5. その他の支援制度

(1) 住宅リフォーム推進事業

・秋田県住宅リフォーム推進事業や北秋田市住宅リフォーム支援事業との[併用ができます](#)。

